建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年11月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三州ペイント株式会社　八藤丸敬子　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目28番３号　国土交通大臣許可（般－５）22719号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年11月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年11月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サンキュー　一木　康平　福岡県大野城市東大利３－９－28　国土交通大臣許可（般－２）13548号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年11月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年11月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ケーエスエー株式会社　田中　稔彦　熊本県熊本市西区春日３－1560－６Ｆ　国土交通大臣許可（般－４）28648号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年11月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年11月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤマサキ　山﨑　一正　福岡県大牟田市大字橘11番地　国土交通大臣許可（般－２）5327号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年11月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年12月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　南生建設株式会社　川畑　智洋　鹿児島県鹿児島市平之町８番13号　国土交通大臣許可（特－１）3015号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年12月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニシコー　園田利美津　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目９番22号　国土交通大臣許可（特－１）13046号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年12月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年12月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社テノックス九州　松尾　弘二　福岡県福岡市中央区天神４丁目１番11号　国土交通大臣許可（特－１）21117号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年12月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉川工業株式会社　吉川　和良　福岡県北九州市八幡東区尾倉２－１－２　国土交通大臣許可（般－４）2558号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、板金工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年12月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和７年１月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　こうかき建設株式会社　幸加木輝征　鹿児島県鹿児島市小野四丁目３番19号　国土交通大臣許可（特－２）28016号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、土木工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年１月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。